

でんさいライト 手数料基準

(2024 年 3 月 12 日制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この基準は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）がでんさいライトの利用者に課金する手数料の額、課金の計上方式・タイミングおよび收受方法等について定める。

第 2 章 手数料の額等

(手数料の額)

第 2 条 当会社は、でんさいライトの利用者に対して、当該利用者がでんさいライトを通じて行う記録請求および当会社が当該利用者に行う FAX 通知について、別紙に記載のとおり、手数料を課金する。

2 前項の手数料の額は当会社のホームページで公表する。

(課金の計上方式・タイミング)

第 3 条 利用者がでんさいライトを通じて行う記録請求に係る手数料は、当日取引、予約取引とも利用者が請求を行った時点で、でんさいネットシステムへの請求処理が正常に行われた件数を計上し、計算する。

2 次の各号に掲げる場合においても、前項に従って計上された件数からの減算は行わない。

- 一 電子記録権利者による電子記録を削除する旨の変更記録が可能な取引において、電子記録の単独削除可能期間内に当該変更記録がなされた場合
- 二 積極的承認が必要となる取引において、取引相手から否認された場合（みなし否認となった場合を含む）
- 三 予約の取消があった場合

3 当会社がでんさいライトの利用者に行う FAX 通知に係る手数料は、当会社が利用者に当該通知を送信した時点で、当会社における送信の処理が正常に行われた件数を計上し、計算する。

(手数料の收受方法)

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する手数料は、月末締め、翌月末日払い（ただし、月末日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日をいう。）とし、利用者が指定する手数料引落口座から、当会社が口座振替の方法により收受する。

第3章 雑則

(改正)

- 第5条** この基準の改正は、取締役会長の監督のもと代表執行役が行う。なお、第2条第1項に規定する手数料の額を変更する場合または手数料を新設する場合には、当該内容および変更または新設する日を当会社のホームページで公表するものとする。
- 2 前項の改正の効力は、代表執行役が定める日から生ずる。

附 則

(施行期日)

- 第1条** この基準は、2024年11月18日から施行する。

でんさいライト 手数料一覧

取引種別	1 件当たりの手数料（税抜）
発生記録 （債務者請求方式）	240 円
発生記録 （債権者請求方式）	240 円
譲渡記録（注 1）	120 円
分割（譲渡）記録（注 1）	240 円
変更記録	120 円
支払等記録	120 円
FAX 通知	40 円

（注 1） でんさいライトを通じて行われた割引申込に関して、参加金融機関において代行請求を行う譲渡記録または分割（譲渡）記録については課金対象外とする。

（注 2） 各記録請求に随伴する記録請求がある場合、随伴する記録は課金対象外とする。

元となる記録請求	随伴するケースがある記録の種類
譲渡記録	・ 保証記録
分割記録	・ 譲渡記録 ・ 保証記録